

英米法A第8回

アメリカ法の形成4

丸山 英二

1

合衆国憲法について補足

【大統領の三選禁止】

◆Franklin D. Roosevelt 大統領の任期

1933.3.4～，1937.1.20～，1941.1.20～，1945.1.20～(1945.4.12没。Harry S. Truman副大統領が大統領に。任期は1945.4.12～1953.1.20)

【pocket veto】U.S. Const. art. I, § 7, cl. 2

◆議会の会期末10日間に送付を受けた法律案について大統領が承認しない場合には拒否権の発動と同じことになる。これをpocket vetoと呼ぶ。

【連邦裁判所裁判官の任命】

◆上院の同意を得て大統領が任命(最高裁裁判官—art. II, § 2, cl. 2; 控訴裁判所裁判官—28 U.S.C. § 44; 地方裁判所裁判官—28 U.S.C. § 133)。

裁判官の任期—終身Art. III, § 1

during good behaviour ←→ during the pleasure of the Queen

裁判官の引退—連邦裁判官の場合

70歳で在任10年，65歳で在任15年，salary と等しい annuity が支給される(28 U.S.C. § 371)

2

(3) 合衆国憲法の成立と権利章典の追加

- ◆憲法制定に伴う問題——会議召集の目的，連合規約改正の要件
とられた対応——9/13邦の(邦議会ではなく)憲法会議による承認
- ◆憲法案は連合会議から各邦へ送付 → 各邦:憲法会議代議員選挙手続
- ◆Federalists と Anti-federalistsの論戦
 - Federalists——商工業の発展を求める人々:商工業者，大農園主，投機業者〔公債・土地〕——全米的通商規制と対外的交渉力を持つ強力な中央政府を求める
 - Anti-federalists——自給的農業地域における中小農民:遠隔地での強力な権力の出現を嫌う
- ◆The Federalist Papers (NY市の新聞に連載された85編の論説)
 - Alexander Hamilton——NYの法律家。財務長官(1789 - 95)。中央集権論者。
 - James Madison——憲法VA案を起草。“Father of the Constitution.” 連邦下院議員(1789 - 93, 権利章典を起草)，國務長官(1801 - 09)，第4代大統領(1809 - 17)。
 - John Jay——NYの法律家。NY邦憲法を起草。パリ和平条約交渉に従事(1782 - 83)。米連合/合衆国で外務長官(1784 - 89)。初代合衆国最高裁長官(1789 - 95)。
- 内容——合衆国憲法の解説，正当性を説明。独立宣言，合衆国憲法に次ぐ米政治史上の古典といわれる。

3

アメリカ独立戦争前後の経緯Ⅱ

1777年		連合規約大陸会議で可決(11.15)
1781年	Yorktownの戦いで植民地軍勝利(10)	連合規約成立(3.1)
1783年	パリ条約調印(9)	
1784年	大不況	
1786年	Shaysの反乱(8) ; Annapolis会議の決議(9)	
	連合会議が連合規約改訂のための会議を召集(2)	
	憲法制定会議(5.25～9.17) ; 同会議合衆国憲法を可決(9.17)	
1787年	The Federalist Papers (10～1788.8, by Alexander Hamilton, James Madison and John Jay under the pseudonym "Publius")	
	合衆国憲法承認 States : Del. (12.7) ; Pa. (12.12) ; N. J. (12.18)	
1788年	Ga. (1.2) ; Conn. (1.9) ; Mass. (2.6) ; Md. (4.28) ; S. C. (5.23) ; N. H. (6.21) ——合衆国憲法成立, Va. (6.25) ; N. Y. (7.26) ; 連邦議会議員の選挙(9～1790.8)	
1789年	Washington大統領に当選(2), 第1回連邦議会(3.4 但し定足数が揃うのは4月) ; N. C. (11.21) ; (R. I. (1790.5.29) ; Vt. (1791.1.10))	

4

6. 新生合衆国の裁判所と法

(1) 連邦裁判所制度の成立

◆1789年9月制定の Judiciary Act(裁判所法)は合衆国憲法3編および第1編8節9項に基づいて、最高裁判所の構成を定めるとともに、下級裁判所を設立した。

(a) 最高裁裁判官数——Chief Justice & Associate Justices (5名)

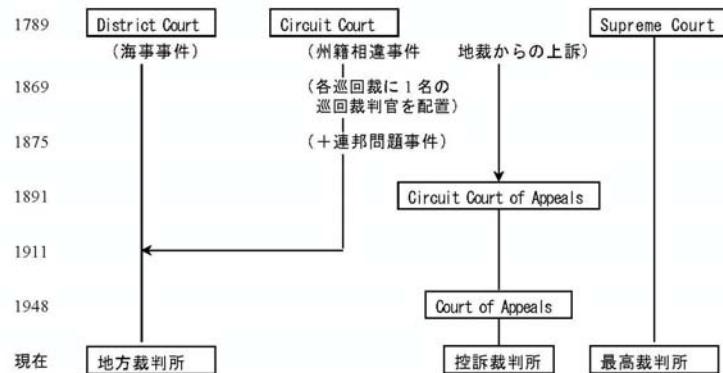
その後の最高裁裁判官数の経緯——1801年5名(法改正される1802年までに死亡などで空席になることはなかったため、5人の時期はなかった)、1802年6名、1807年7名、1837年—9名、1863年10名、1866年7名(法改正される1869年までに死亡等で空席になったボストンは2であった、7人の時期はなかった)、1869年9名～現在。

(b) 下級裁判所の設置・組織[教科書28頁↑10行目～]

(c) 州裁判所から合衆国最高裁への上訴[教科書29頁↓1行目～]

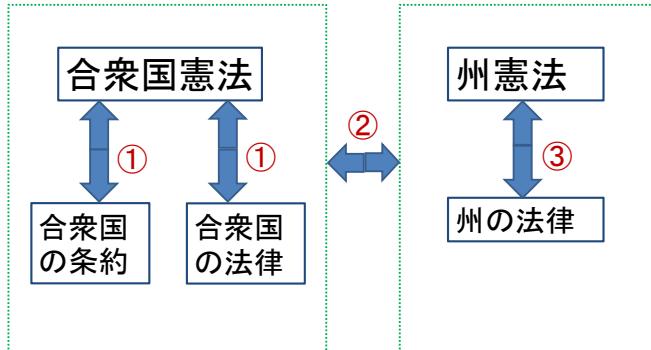
5

連邦裁判所の変遷



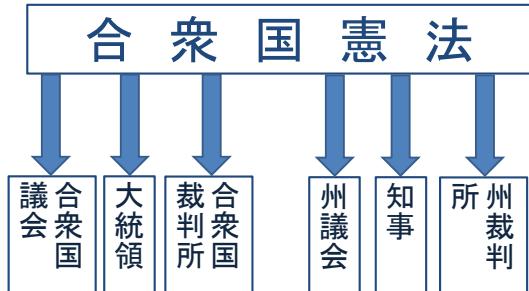
6

憲法適合性・連邦法適合性



7

合衆国憲法適合性の判断



8

(2) 違憲立法審査権の確立

◆1800年頃の連邦派と共和派の対立

	Federalists	Republicans
政治	有産階級のための政治	一般民衆のための政治
政治の担い手	富と知性を備えた上層階級	教育により自由で独立の判断ができる自営農民
言論の自由	ある程度の制限が必要	十分な保障が必要
対外関係	親英的	親仏的
経済	商工業の育成が重要。関税による産業の保護が必要。	自営農民層の育成が重要。
連邦と州	連邦の権限を強化すべき（中央集権）。連邦の優位。	連邦の権限は限定すべき（州権尊重）。州と連邦は対等。
合衆国憲法の解釈	自由な解釈	厳格解釈
憲法の解釈	最終的解釈権は連邦最高裁にある。	三権が各々の権限に最終的解釈権。連邦と州は対等。

9

(a) Marbury v. Madison——事件の背景

	大統領John Adams, 副大統領Thomas Jefferson, 國務長官John Marshall
1800. 12	大統領選挙でJeffersonが現職のAdamsを破った。連邦議会選挙でも共和派が勝ち、連邦派は敗北。
1801. 1. 20	Adams大統領は、國務長官Marshallを最高裁長官に指名。
1801. 1. 27	上院がMarshallの最高裁長官への任命に同意。
1801. 2. 4	國務長官Marshallが最高裁長官に就任（1801. 3. 3.まで國務長官を兼務）。
1801. 2. 13	連邦議会はCircuit Court Act可決。Adams大統領承認——16の巡回裁判官職を新設。Adams大統領は2. 24までに裁判官指名を完了。
1801. 2. 27	連邦議会はOrganic Act制定——コロンビア地区に42の治安判事職を新設。
1801. 3. 2	Adams大統領は42人の治安判事を指名。同日、上院は16名の巡回裁判官の任命に同意。
1801. 3. 3	上院は治安判事職指名された42名について同意を与えた。16名の巡回裁判官と42名の治安判事の辞令にAdams大統領、Marshall國務長官署名、國璽押捺。しかし、辞令の交付を受けない者が数名残った。辞令を交付された者は、“midnight judges,” “midnight justices of the peace”と呼ばれる。
1801. 3. 4	Jeffersonが第3代大統領に就任。國務長官にJames Madisonが就任（1801. 3. 5）。JeffersonはMadisonに辞令を交付しないように命じた。

10

The Judiciary Act of 1789 § 13

§ 13

That the Supreme Court shall have power to issue writ of mandamus, in cases warranted by the principle and usages of law, to any courts appointed, or persons holding office under the authority of the United States

[最高裁判所は、法の原理と慣行により認められている場合には、合衆国の権限のもとに任命されている裁判所またはそのもとに官職を保有する者に対して、職務執行令状を発給することができる。]

11

Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137(1803)

【Marshallのジレンマ】

- ◆JeffersonとMadison——裁判所の命令が下されても無視するつもり ← 行政部や立法部に対して命令を下す司法部の権限を否定していた。
- 事件を却下すると、Jeffersonの立場を黙認することになる。
- 職務執行令状を発給すると、無視される、最高裁の無力さが露呈する。

【最高裁判決】

- ①②辞令の交付差控えは権利侵害で、それに対して法は救済を与える。
- ③1789年のJudiciary Act § 13は、最高裁に職務執行令状発給権限を与えており、また、Marburyは他に救済方法を持たない。
- しかし、憲法の最高裁の管轄規定はこのような場合には上訴管轄権しか認めていない。憲法と法律が抵触するときは、法律は無効である。そしてその判断をするのは裁判所である。

12